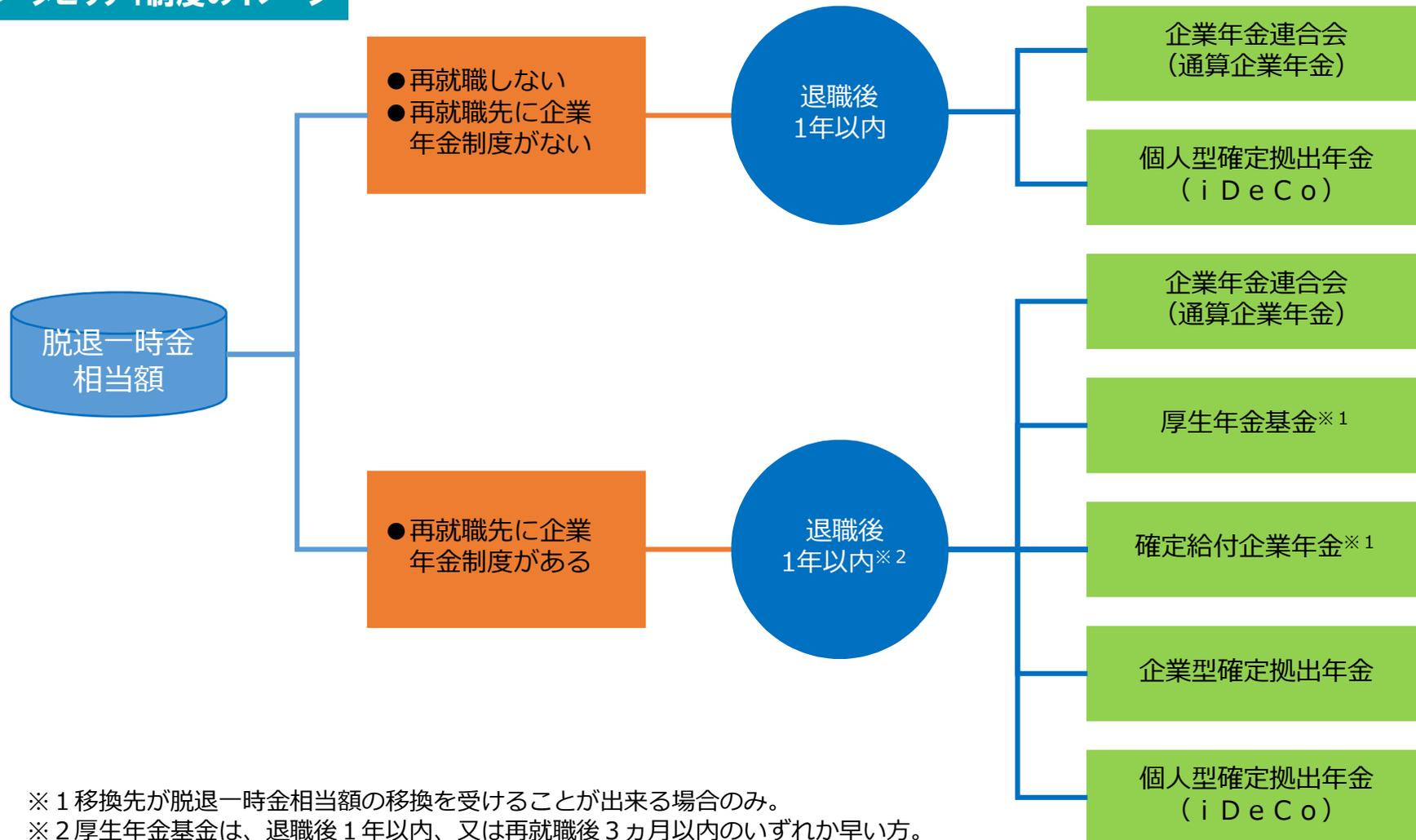


ポータビリティ制度

ポータビリティとは、離転職時や企業再編等において企業年金制度間で加入期間や給付額等を通算する機能をいい、具体的には、「企業年金から支給される脱退一時金相当額を他の制度へ移換すること」及び「支給に関する権利義務の移転承継」することです。

ポータビリティ制度のイメージ



※1 移換先が脱退一時金相当額の移換を受けることが出来る場合のみ。

※2 厚生年金基金は、退職後1年以内、又は再就職後3カ月以内のいずれか早い方。

移換先年金制度の概要

移換先制度	要件	概要
企業年金連合会 (通算企業年金)	なし	将来、通算企業年金を受けることができます。 支給開始年齢は65歳。(ただし、厚生年金と同様の経過措置あり) 終身年金。(80歳まで保証期間あり) 事務費がかかります。(移換時に脱退一時金相当額から控除)
厚生年金基金	再就職先の企業年金制度があり、規約に脱退一時金相当額の移換を受ける旨の定めがある場合	老齢厚生年金の一部を代行するとともに基金独自の上乗せ給付を行う制度で、基金が年金資産の管理・運用を行います。 再就職先の厚生年金基金の受給要件が適用されます。
確定給付企業年金		規約により、給付額が定められている制度で、基金又は企業等が年金資産の管理・運用を行います。 再就職先の企業年金の受給要件が適用されます。
企業型確定拠出年金	再就職先が企業型確定拠出年金を実施している場合	掛金と個人の運用指図による運用収益との合計額に応じて給付額が決まる制度です。 再就職先の企業年金の受給要件が適用されます。
個人型確定拠出年金 (iDeCo)	個人型確定拠出年金の加入者の場合	掛金と個人の運用指図による運用収益との合計額に応じて給付額が決まる制度です。 支給開始年齢は原則60歳。 事務費がかかります。

※制度の詳細については、それぞれの企業年金にお問い合わせください。